

資料編

1 第3次ひたち男女共同参画計画策定の経過

年月日	日立市男女共同参画審議会	関係会議、調査等
平成 27 年度		
平成 27 年 7 月	平成 27 年度第 1 回審議会 ・意識調査の項目について	
平成 27 年 8 月～9 月		日立市に住む男女の生活と意識の調査実施
平成 27 年 12 月～ 平成 28 年 1 月		男女共同参画に関するグループインタビュー実施
平成 28 年 3 月	平成 27 年度第 2 回審議会 ・意識調査結果について ・計画の概要について（骨格等）	
平成 28 年度		
平成 28 年 5 月		第 1 回男女共同参画推進連絡会議
平成 28 年 6 月	平成 28 年度第 1 回審議会 ・第 2 次計画の実施状況と課題について ・第 3 次計画の体系案について	
平成 28 年 7 月		第 2 回男女共同参画推進連絡会議
平成 28 年 8 月	平成 28 年度第 2 回審議会 ・計画の骨子案と推進事業案について	第 1 回男女共同参画推進本部会議 ・計画の骨子案と推進事業案について
平成 28 年 10 月～ 11 月		インターネットモニター調査実施
平成 28 年 11 月		第 3 回男女共同参画推進連絡会議
平成 28 年 12 月	平成 28 年度第 3 回審議会 ・計画素案について	
平成 28 年 12 月～ 平成 29 年 1 月		第 3 次ひたち男女共同参画計画（素案）に関する市民意見募集（パブリックコメント）
平成 29 年 2 月	計画素案の一部修正・パブリックコメント結果に関する資料送付（郵送）	第 2 回男女共同参画推進本部会議 ・パブリックコメント結果 ・計画（案）について
平成 29 年 3 月	第 3 次ひたち男女共同参画計画策定	

2 計画の策定体制

(1) 日立市男女共同参画審議会

日立市男女共同参画社会基本条例では、男女共同参画社会の形成促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議する附属機関として、日立市男女共同参画審議会を設置することとしています。審議会は、各種団体代表者、学識経験者、公募委員など 17 名で構成され、男女共同参画事業の推進や女性センターの運営について、意見をいただき、事業に反映させています。計画策定においては、市民の立場から、これまでの事業の評価や今後の施策などについて、審議を行いました。

(2) 日立市男女共同参画推進本部・日立市男女共同参画推進連絡会議

庁内組織として、男女共同参画推進本部が総合的な調整を行い、その下部組織である男女共同参画推進連絡会議が、各課所施策の調整等を行いました。

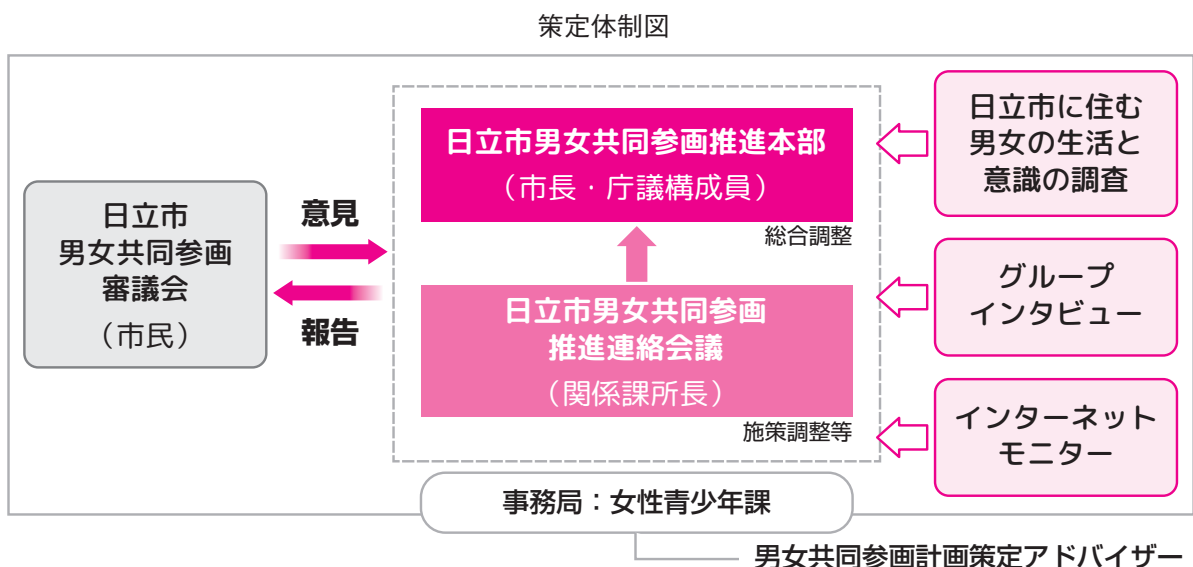
(3) 男女共同参画計画策定アドバイザー

計画策定に当たっては、専門的な知識・経験を有する、常磐大学コミュニティ振興学部准教授 砂金 祐年氏（政治学博士・日立市男女共同参画審議会副会長・第2次ひたち男女共同参画計画策定アドバイザー）をアドバイザーとして委嘱し、指導・助言を受けました。

(4) 市民意見の反映

市では、男女の意識や生活を把握し、男女共同参画のより一層の推進が必要な分野や方向性を捉えるため、定期的に意識調査を実施してきました。平成 27 年に実施した日立市に住む男女の生活と意識の調査は、市民 4,000 人を対象として実施し、この計画の基礎データとなっています。また、様々な立場の団体を対象に、自由討論方式でグループインタビューを実施しました。

インターネットモニター制度を活用したアンケート調査や、計画素案に対する市民意見の募集（パブリックコメント）も行い、広く市民の実態や意見を反映させました。



日立市男女共同参画審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

No.	氏名	所属・役職等	選出区分	備考
1	皆川 悠美子	日立市らぼーる協会会長	識見を有する者	会長
2	砂金 祐年	常磐大学コミュニティ振興学部准教授	識見を有する者	副会長
3	栗本 恵美子	フォーラム・あい	市民団体等	
4	赤津 幸作	日立市立小・中学校PTA 連合会	市民団体等	
5	皆川 泰子	子育て情報編集委員会委員	市民団体等	
6	吉田 雄哉	茨城キリスト教大学(学生)	市民団体等	
7	武田 朋子	多賀図書館おはなし会ボランティア	市民団体等	
8	小峰 保信 (友部 英一)	日立商工会議所副会頭	事業主	
9	三浦 徳義	(株)日立製作所日立事業所総務部勤労課長	事業主	
10	平内 俊秀 (蛭田 光一)	一般社団法人日立市勤労者協議会副会長	労働者	
11	大坪 綾乃 (藤原 美典)	一般社団法人日立市勤労者協議会	労働者	
12	太田代 紀子	おおたしろクリニック副院長	識見を有する者	
13	齋藤 香里	公募	識見を有する者	
14	及川 隆利	公募	識見を有する者	
15	青木 俊一	日立市議会副議長	市議会議員	
16	鈴木 圭子 (高畠 聖子)	茨城県知事公室女性青少年課長	関係行政機関	
17	川崎 恭子	日立市教育委員会指導課長	関係行政機関	

() 内は前任者

日立市男女共同参画推進本部員名簿

No.		構 成 員	氏 名
1	本部長	市長	小 川 春 樹
2	副本部長	副市長	梶 山 隆 範
3		副市長	横 山 伸 一
4	部員	公営企業管理者	豊 田 泰 二
5		教育長	中 山 俊 恵
6		市長公室長	吉 成 日出男
7		総務部長	岡 部 和 彦
8		財政部長	石 田 伸 博
9		生活環境部長	今 橋 徹 也
10		保健福祉部長	畑 山 一 美
11		都市建設部長	石 川 昭
12		産業経済部長	大 内 勇 雄
13		会計管理者	片 岡 裕 信
14		上下水道部長	松 本 光 弘
15		教育部長	鈴 木 透
16		消防長	林 一 美

3 関係法令

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことによ

り、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関

との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求

めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したと

きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」とい

う。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなると認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかか

ならず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

(平二五法七二・改称)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の

市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 4 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制

度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法、警察官職務執行法その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条之二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家

公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを

命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がな

いとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署

の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定

による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手か

らの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、 第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで 及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（以下略）

日立市男女共同参画社会基本条例

(平成13年12月28日条例第26号)

人は、その性別にかかわらず、平等に生きる権利を持っており、これは人間として最も基本的であり、かつ、侵すことのできない権利である。

日立市は、これまで女性の地位向上と自立を目指した先駆的な取組を進めてきた。

しかしながら、社会の様々な分野において、固定的な性別役割分担意識やそれに根ざした慣習などがいまだ残り、なお一層の努力が必要とされているところである。さらに、少子高齢化、経済構造の変革、高度情報通信化、国際化など社会の変化は急速に進んでおり、日立市においても新たな社会のシステムづくりが強く求められているところである。

このような状況にかんがみ、活力ある新たな日立市を展望するためには、地域に根ざした市民運動などの特性をいかしながら、男性も女性も共にその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が緊要な課題である。

ここに、日立市で生活する一人一人が、このまちを誇りにし、真に豊かさを実感できる男女共同参画社会の実現を目指して、市、市民及び事業者が協働し、一体となった取組を進めるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、固定的な性別役割分担を強要されないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行の中には、固定的な性別役割分担意識に根ざしているものもあり、結果として男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれのあることにかんがみ、当該制度又は慣行について、男女の人権を尊重し、男女が多様な生き方を選択できるようなものとするよう配慮しなければならない。

3 男女共同参画社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画社会の形成は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女が共同して参画し、かつ、共同して責任を担うことを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画社会の形成が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成促進を市の主要な方針として位置付け、形成促進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、市が実施するあらゆる施策について、男女共同参画社会の形成促進を目指した視点を導入するよう努めなければならない。

3 市は、市民や事業者の模範となるよう、自ら率先して男女共同参画社会の形成促進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会に関する理解を深め、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成促進に努めなければならない。

2 市民は、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行に配慮し、男女の人権をお互いに尊重するよう努めなければならない。

3 市民は、市が行う男女共同参画社会の形成促進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成促進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が、仕事と家庭生活及び地域活動等の両立ができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が行う男女共同参画社会の形成促進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対して、精神的及び身体的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

3 何人も、職域、学校、地域、家庭その他のあらゆる場において、性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えるような行為を行ってはならない。

第2章 市の基本的施策

(男女共同参画計画)

第8条 市長は、男女共同参画社会の形成促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(教育及び学習の充実)

第9条 市は、男女共同参画社会の形成促進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(調査の実施等)

第10条 市は、男女共同参画社会の形成促進に関する市民の意識調査など必要な調査を実施し、これを公表するものとする。

(啓発事業の実施)

第11条 市は、男女共同参画社会の形成促進に関し、市民の理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画強調月間を設けるとともに、広報紙の発行及び講座の開催その他の啓発事業を実施するものとする。

(施策の状況等の公表)

第12条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成促進に資するため、市が講じた施策の状況等について公表するものとする。

(積極的改善措置の実施)

第13条 市は、男女共同参画社会の形成促進のため、市の人事管理及び組織運営並びに政策決定の機会等において、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者等の表彰)

第14条 市長は、男女共同参画社会の形成促進に著しく寄与した事業者等を表彰するものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携と協力)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成促進に関する施策を実施するに当たり、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するものとする。

(市民及び民間の団体との協働と支援)

第16条 市は、市民及び民間の団体と連携し、及び協働するとともに、男女共同参画社会の形成促進に寄与する活動を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の処理)

第17条 市民は、男女共同参画社会の形成促進を阻害すると認められる事項に関する苦情を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、関係機関等と連携し、適切に対応するものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置等)

第18条 男女共同参画社会の形成促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、日立市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。その際、男女のいずれか一方の委員数が委員総数の4割未満であってはならない。

3 委員の任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 審議会は、第1項に規定する調査審議を行うために必要があるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。
- 5 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

日立市男女共同参画審議会規則

平成 13 年 12 月 28 日規則第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日立市男女共同参画社会基本条例（平成 13 年条例第 26 号）第 18 条第 6 項の規定に基づき、日立市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民団体等を代表する者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 識見を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市議会議員

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 5 条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、生活環境部女性青少年課において処理する。

(平 22 規則 2 ・一部改正)

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 2 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

4 意識調査等

日立市に住む男女の生活と意識の調査

1 調査内容

- (1) 調査地域 日立市全域
(2) 調査対象 日立市に住む満 20 歳以上の男女
(3) 標本数 男性 2,000 人 女性 2,000 人 合計 4,000 人
(4) 抽出方法 日立市の住民基本台帳から満 20 歳以上の男女 4,000 人を無作為抽出
(5) 調査方法 郵送による質問紙法
(6) 調査期間 平成 27 年 8 月 24 日（発送）～9 月 15 日（回収〆切）

2 回収結果

- (1) 有効回答数 2,077 人
(2) 有効回答率 51.9%

※（ ）内の下線のない数値は男性についての比率／下線のある数値は女性についての比率（％）

回答者の属性

F1【性別】 あなたの性別はどちらですか。

1 男性 (45.3)	2 女性 (<u>52.0</u>)	無回答 (2.7)
-------------	----------------------	-----------

F2【年齢】 あなたの満年齢はおいくつですか。

1 20～24歳 (3.2 / <u>3.7</u>)	2 25～29歳 (4.1 / <u>4.0</u>)
3 30～34歳 (3.7 / <u>5.0</u>)	4 35～39歳 (4.7 / <u>5.7</u>)
5 40～44歳 (6.6 / <u>8.0</u>)	6 45～49歳 (9.5 / <u>8.1</u>)
7 50～54歳 (9.9 / <u>6.9</u>)	8 55～59歳 (6.4 / <u>9.4</u>)
9 60～64歳 (10.5 / <u>9.4</u>)	10 65～69歳 (10.6 / <u>12.5</u>)
11 70歳以上 (30.7 / <u>27.3</u>)	無回答 (0.0 / <u>0.0</u>)

F3【配偶関係】 あなたは結婚されていますか。

1 未婚 (16.8 / <u>11.8</u>)
2 結婚していないがパートナーと暮らしている（事実婚） (0.4 / <u>0.6</u>)
3 結婚している (75.3 / <u>69.6</u>)
4 結婚しているが別居している (1.0 / <u>0.6</u>)
5 離別 (2.3 / <u>4.4</u>)
6 死別 (3.9 / <u>12.9</u>)
無回答 (0.2 / <u>0.1</u>)

F4【家族構成】あなたが現在同居しているご家族の構成は、次のうちどれにあてはまりますか。

1 ひとり暮らし (9.4 / <u>9.3</u>)	2 夫婦のみ(事実婚も含む) (31.8 / <u>28.2</u>)
3 二世帯 (44.0 / <u>43.6</u>)	4 三世帯以上 (8.1 / <u>11.7</u>)
5 その他 (4.6 / <u>4.7</u>)	無回答 (2.1 / <u>2.5</u>)

F5【育児・介護】あなたには、育児などの必要な子どもや介護の必要な方(同居以外の親等も含む)がいますか。

1 就学前の子どもがいる (8.5 / <u>11.4</u>)	2 小学生の子どもがいる (10.9 / <u>12.1</u>)
3 中学生の子どもがいる (7.3 / <u>7.1</u>)	4 介護が必要な家族がいる (15.0 / <u>17.6</u>)
5 育児や介護が必要な家族はいない (61.5 / <u>53.4</u>)	無回答 (6.4 / <u>8.2</u>)

F6【最終学歴】あなたが最後に卒業した学校、又は現在 在学中の学校はどれですか。

1 中学校・高等学校 (56.2 / <u>57.8</u>)	2 専門学校、短大、専修学校 (11.8 / <u>26.5</u>)
3 大学・大学院 (28.8 / <u>11.5</u>)	4 その他 (1.1 / <u>2.0</u>)
無回答 (2.1 / <u>2.2</u>)	

F7【住所】あなたがお住まいの小学校学区に○をつけてください。

1 助川 (4.2 / <u>3.9</u>)	2 会瀬 (2.4 / <u>2.1</u>)	3 宮田 (4.5 / <u>4.1</u>)	4 滑川 (6.1 / <u>6.0</u>)	5 仲町 (1.7 / <u>2.2</u>)
6 中小路 (2.0 / <u>2.2</u>)	7 大久保 (5.7 / <u>6.2</u>)	8 河原子 (2.3 / <u>2.7</u>)	9 成沢 (4.7 / <u>5.1</u>)	10 諏訪 (3.3 / <u>3.4</u>)
11 水木 (4.8 / <u>5.6</u>)	12 大みか (3.1 / <u>3.7</u>)	13 大沼 (5.3 / <u>5.6</u>)	14 金沢 (5.0 / <u>5.6</u>)	15 埴山 (3.8 / <u>3.0</u>)
16 油縄子 (2.5 / <u>2.4</u>)	17 田尻 (5.6 / <u>5.7</u>)	18 日高 (6.7 / <u>4.6</u>)	19 豊浦 (4.9 / <u>5.5</u>)	20 久慈 (3.7 / <u>3.8</u>)
21 坂本 (5.5 / <u>5.1</u>)	22 東小沢 (1.0 / <u>0.7</u>)	23 中里 (0.4 / <u>0.6</u>)	24 楡形 (7.0 / <u>6.9</u>)	25 山部 (0.4 / <u>0.3</u>)

調査結果

男女の地位や役割について

問1 あなたは、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方についてどう思いますか。(1つ選択)

1 賛成	(9.0 / <u>5.6</u>)	2 どちらかといえば賛成	(35.6 / <u>28.5</u>)
3 どちらかといえば反対	(27.4 / <u>30.9</u>)	4 反対	(14.0 / <u>17.8</u>)
5 わからない	(11.9 / <u>15.0</u>)	無回答	(1.9 / <u>2.2</u>)

問2 一般的に女性が職業を持つことについて、あなたはどのように考えますか。(1つ選択)

1 結婚するまでは職業を持つ方がよい	(4.5 / <u>3.6</u>)
2 結婚して子どもができるまでは職業を持つ方がよい	(10.0 / <u>7.8</u>)
3 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい	(28.8 / <u>30.7</u>)
4 子どもができたら職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい	(41.7 / <u>45.2</u>)
5 女性は職業を持たない方がよい	(1.4 / <u>0.5</u>)
6 その他 ()	(6.6 / <u>5.5</u>)
7 わからない	(4.9 / <u>4.5</u>)
無回答	(2.1 / <u>2.2</u>)

問3 次の言葉の中で、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものはありますか。(あてはまるものすべてに○)

1 男女共同参画社会	(56.1 / <u>48.7</u>)
2 ジェンダー (社会的・文化的に形成された性別)	(23.2 / <u>20.5</u>)
3 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の両立)	(50.2 / <u>39.5</u>)
4 男女雇用機会均等法	(83.5 / <u>76.7</u>)
5 育児・介護休業法	(70.4 / <u>70.4</u>)
6 DV (ドメスティック・バイオレンス)	(79.8 / <u>81.8</u>)
7 女子差別撤廃条約	(25.7 / <u>24.3</u>)
無回答	(3.1 / <u>5.7</u>)

問4 あなたは、次の分野において男女の地位は平等になっていると思いますか。(各項目1つ選択)

	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない	無回答
(1) 家庭生活	(4.7/ <u>10.6</u>)	(34.3/ <u>45.2</u>)	(36.7/ <u>19.8</u>)	(10.0/ <u> 6.9</u>)	(0.7/ <u> 1.7</u>)	(7.8/ <u> 8.9</u>)	(5.9/ <u> 6.9</u>)
(2) 職場	(14.8/ <u>20.6</u>)	(48.3/ <u>45.8</u>)	(17.3/ <u>10.7</u>)	(6.4/ <u> 2.2</u>)	(0.7/ <u> 0.8</u>)	(6.3/ <u>11.9</u>)	(6.2/ <u> 7.9</u>)
(3) 学校教育	(0.3/ <u> 1.6</u>)	(5.2/ <u> 7.3</u>)	(74.1/ <u>66.9</u>)	(3.0/ <u> 1.4</u>)	(0.4/ <u> 0.3</u>)	(10.7/ <u>14.1</u>)	(6.2/ <u> 8.4</u>)
(4) 社会通念・慣習・しきたりなど	(7.9/ <u>16.2</u>)	(52.9/ <u>48.2</u>)	(20.6/ <u>12.6</u>)	(4.4/ <u> 2.3</u>)	(0.3/ <u> 0.4</u>)	(7.3/ <u>11.9</u>)	(6.6/ <u> 8.4</u>)
(5) 政治の場	(22.4/ <u>33.1</u>)	(46.0/ <u>42.5</u>)	(17.7/ <u> 6.0</u>)	(1.2/ <u> 0.3</u>)	(0.2/ <u> 0.2</u>)	(6.2/ <u>10.2</u>)	(6.4/ <u> 7.7</u>)
(6) 町内会・自治会等の自治組織	(6.4/ <u>12.1</u>)	(31.6/ <u>35.4</u>)	(37.9/ <u>25.2</u>)	(3.7/ <u> 2.7</u>)	(0.6/ <u> 0.2</u>)	(14.4/ <u>16.9</u>)	(5.4/ <u> 7.5</u>)
(7) コミュニティ	(3.0/ <u> 5.3</u>)	(18.0/ <u>20.9</u>)	(47.1/ <u>34.4</u>)	(8.1/ <u> 5.8</u>)	(0.9/ <u> 0.9</u>)	(16.4/ <u>23.1</u>)	(6.6/ <u> 9.5</u>)
(8) 社会全体	(6.5/ <u>14.1</u>)	(52.8/ <u>51.7</u>)	(20.9/ <u>11.1</u>)	(5.9/ <u> 2.4</u>)	(1.3/ <u> 0.4</u>)	(7.6/ <u>13.9</u>)	(5.2/ <u> 6.5</u>)

問5 男女が社会のあらゆる分野で平等になるために不足している、不十分だと思うことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1 法律や制度の上で女性差別につながるものを改めること	(33.0 / <u>34.7</u>)
2 女性を取り巻くさまざまな偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること	(51.0 / <u>51.9</u>)
3 女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること	(42.1 / <u>49.0</u>)
4 女性の再就職や社会参加を支援する施設やサービス（保育や介護等）の充実を図ること	(60.5 / <u>75.2</u>)
5 国や地方公共団体において、重要な役職に積極的に女性を登用すること	(38.0 / <u>33.9</u>)
6 民間企業や団体などの重要な役職に女性の登用が進むよう支援を行うこと	(32.7 / <u>29.9</u>)
7 女性が少ない分野（研究者等）への女性の進出を支援すること	(27.3 / <u>25.6</u>)
8 労働時間の短縮や在宅勤務の普及など、男女の働き方の見直しを行うこと	(53.8 / <u>60.0</u>)
9 その他（ ）	(4.8 / <u> 3.1</u>)
無回答	(4.7 / <u> 5.3</u>)

■ 家庭生活について

問6 あなたは、「結婚」についてどのようなイメージをお持ちですか。(各項目1つ選択)

	そう思う	思う い え ば ど ち ら か と	思 わ な い い え ば ど ち ら か と	そう 思 わ な い	わ か ら な い	無 回 答
(1) 家庭を持つことによりやすらぎや精神的充足が得られる	(47.6/38.1)	(36.2/39.4)	(3.8/ 5.3)	(3.0/ 5.2)	(4.8/ 5.3)	(4.7/ 6.8)
(2) 結婚により社会的評価が安定する	(26.2/24.4)	(46.0/39.8)	(7.3/ 7.7)	(10.3/13.3)	(4.5/ 6.5)	(5.7/ 8.3)
(3) 経済的にゆとりのある生活を送ることができる	(9.3/18.5)	(30.3/39.3)	(23.1/12.6)	(23.2/15.6)	(7.4/ 6.0)	(6.7/ 8.1)
(4) 協力・分担しあうことで、日常生活が楽になる	(24.6/26.0)	(47.7/39.0)	(9.6/12.1)	(7.6/11.0)	(4.7/ 4.4)	(6.0/ 7.5)
(5) 結婚すると自由がなくなる	(11.2/16.7)	(32.2/37.5)	(17.7/11.7)	(28.0/22.6)	(4.7/ 4.5)	(6.3/ 7.0)

問7 あなたのご家庭では、家事や育児をどのように行っていますか。(1つ選択。ひとり暮らしの方は回答不要)

1 すべて妻(又は母、子の妻など女性)が行っている	(11.3 / 19.8)
2 ほとんど妻(又は母、子の妻など女性)が行っているが、時々家族が手伝う	(29.6 / 38.1)
3 ほとんど妻(又は母、子の妻など女性)が行っているが、家族の分担がある	(18.5 / 12.5)
4 内容や曜日等によって、家族が分担して行っている	(12.0 / 6.1)
5 家族のうち、できる時にできる人が行っている	(17.2 / 15.6)
6 すべて夫(又は父、子の夫など男性)が行っている	(0.5 / 0.2)
7 ほとんど夫(又は父、子の夫など男性)が行っているが、時々家族が手伝う	(1.0 / 0.3)
8 ほとんど夫(又は父、子の夫など男性)が行っているが、家族の分担がある	(0.1 / 0.2)
9 その他()	(2.0 / 1.0)
無回答	(7.8 / 6.1)

問8 あなたは、家庭生活や地域生活について悩みや不安を感じていますか。(各項目1つ選択)

	感 じ な い と も あ ら ず	感 じ な い を も	い 感 じ な い な は	な 該 当 し	無 回 答
(1) 夫婦や家族の関係	(2.2/ 3.7)	(20.9/26.5)	(56.6/46.8)	(12.2/ 9.4)	(8.1/13.6)
(2) 心身の健康	(7.0/ 9.9)	(47.9/50.7)	(37.8/28.2)		(7.3/11.1)
(3) 自分自身や家族の介護	(14.0/18.5)	(56.7/51.3)	(23.1/17.1)		(6.2/13.1)
(4) 経済的な問題	(14.0/17.5)	(47.9/45.6)	(31.1/25.4)		(7.0/11.5)
(5) ご近所や地域との付き合い	(4.3/ 3.6)	(24.0/27.3)	(64.4/56.5)		(7.3/12.6)
(6) 仕事と生活(家庭生活や地域活動・個人の生活)の両立	(4.9/ 7.1)	(32.8/31.5)	(43.7/34.7)	(10.3/13.1)	(8.3/13.5)

問9 あなたは全体的に見て、家庭生活に満足していますか。(1つ選択)

1 満足	(28.0 / <u>21.1</u>)	2 どちらかといえば満足	(56.0 / <u>58.9</u>)
3 どちらかといえば不満	(11.2 / <u>13.9</u>)	4 不満	(2.2 / <u>3.0</u>)
無回答	(2.7 / <u>3.1</u>)		

■ 仕事と生活 (家庭生活や地域活動、個人の生活) の両立について

問10 あなたのお仕事についてお伺いします。(1つ選択)

1 雇用されている (フルタイム)] 問11へ	(42.3 / <u>15.5</u>)
2 雇用されている (パート・アルバイト・嘱託)		(8.5 / <u>22.2</u>)
3 自営業主・家族従事者・在宅ワーク		(8.3 / <u>6.0</u>)
4 専業主婦・主夫] 問17へ	(0.7 / <u>29.8</u>)
5 学生		(1.5 / <u>1.1</u>)
6 無職		(35.2 / <u>19.3</u>)
無回答		(3.4 / <u>6.1</u>)

※問11～16は、問10で1・2・3を選んだ人のみ回答

問11 あなたのお仕事の内容は何ですか。(1つ選択)

1 管理職	(19.4 / <u>2.1</u>)	2 専門・技術職	(42.3 / <u>25.6</u>)
3 事務職	(7.6 / <u>23.5</u>)	4 販売・サービス・保安職	(12.6 / <u>33.9</u>)
5 農林漁業職	(0.7 / <u>0.6</u>)	6 生産・輸送・建設・労務職	(12.4 / <u>3.8</u>)
7 その他 ()	(4.5 / <u>9.3</u>)	無回答	(0.5 / <u>1.1</u>)

問12 あなたの日常的な勤務日数と勤務時間 (残業時間も含む) を教えてください。

(就労日数や就労時間が一定でない場合は、最も多いパターンをお答えください。産休・育児休業・介護休業中の方は、休業に入る前の状況をお答えください。頻繁に休日出勤がある場合は日数に含めてください。30分以上は1時間に切り上げ)

1週当たり (平均 5.1 / <u>4.8</u>) 日	1日当たり (平均 8.7 / <u>6.8</u>) 時間
--------------------------------	---------------------------------

問13 あなたが仕事をしている主な理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1 生活のため	(83.5 / <u>59.5</u>)	2 家計の補助とするため	(18.3 / <u>45.6</u>)
3 経済的に自立するため	(18.7 / <u>22.0</u>)	4 働くことはあたりまえだから	(32.6 / <u>23.1</u>)
5 自分の能力や資格、技能などを生かすため	(23.9 / <u>26.7</u>)	6 社会とのつながりを持つため	(28.1 / <u>38.1</u>)
7 その他 ()	(3.8 / <u>7.0</u>)	無回答	(0.4 / <u>1.1</u>)

問 14 あなたは今の職場に満足していますか。(各項目 1 つ選択)

	とても満足	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	無回答
(1) 仕事の内容	(9.5/ 7.0)	(24.1/29.7)	(39.6/43.6)	(17.3/12.9)	(6.3/ 3.6)	(3.2/ 3.2)
(2) 上司・同僚	(6.5/ 7.6)	(19.1/22.0)	(36.5/40.9)	(22.1/14.0)	(8.3/ 8.5)	(7.6/ 7.0)
(3) 給料	(3.8/ 3.8)	(17.6/16.1)	(27.5/33.7)	(29.0/27.8)	(16.9/13.8)	(5.2/ 4.9)
(4) 勤務時間・休暇	(4.7/ 5.7)	(22.5/21.8)	(34.9/37.5)	(21.0/21.4)	(12.2/ 8.5)	(4.7/ 5.1)
(5) 役職・待遇	(5.2/ 3.4)	(18.3/20.6)	(35.1/39.4)	(24.5/19.1)	(9.9/ 9.5)	(7.0/ 8.1)
(6) 職場全体	(4.7/ 6.1)	(18.5/19.3)	(42.3/46.0)	(21.6/15.9)	(7.2/ 5.7)	(5.8/ 7.0)

問 15 あなたの職場についてうかがいます。(あてはまるものすべてに○)

1 採用時に男女差がある	(11.7 / 7.0)
2 賃金・待遇に男女差がある	(12.6 / 12.7)
3 昇進や研修の機会等に男女差がある	(12.4 / 6.6)
4 女性が育児・介護に係る休業や休暇をとりにくい雰囲気がある	(7.7 / 12.1)
5 男性が育児・介護に係る休業や休暇をとりにくい雰囲気がある	(34.0 / 12.3)
6 女性が結婚・出産を理由として退職する慣例が残っている	(6.5 / 6.4)
7 仕事の内容に男女差がある	(26.8 / 7.2)
8 同じ職場に夫婦がいる場合、一方の昇進がもう一方の昇進や退職に影響する慣習がある	(3.6 / 2.8)
9 無理な転勤や異動がある	(8.6 / 4.4)
10 時間外労働が多い	(29.5 / 18.0)
11 セクシュアル・ハラスメントがある	(3.1 / 1.5)
12 パワー・ハラスメントがある	(14.2 / 9.5)
13 その他 ()	(4.0 / 4.2)
14 特に差別や問題はない	(36.7 / 47.7)
無回答	(4.9 / 7.2)

問 16 あなたは、仕事と家庭の両立において、日頃から「不安」に感じていることがありますか。
(あてはまるものすべてに○)

1	子どもの具合が悪くなったときに休みが取れない (取りにくい)	(12.2 / <u>13.6</u>)
2	学校や保育園が休みの時に子どもを見てくれる人がいない	(5.9 / <u>8.5</u>)
3	親や家族の介護のために仕事を辞めなくてはならなくなる可能性がある	(11.7 / <u>25.4</u>)
4	育児や介護で休みをとると昇進や昇給に影響が出る不安	(7.7 / <u>6.1</u>)
5	育児や介護で休みがちで仕事を辞めさせられる不安	(3.1 / <u>4.9</u>)
6	仕事が忙しすぎて家にいる時間がなく、家庭や親子関係が不安	(15.6 / <u>10.8</u>)
7	ゆっくり休んだりストレスを解消する時間がなく、心身の健康が不安	(24.5 / <u>28.2</u>)
8	その他 ()	(3.1 / <u>4.4</u>)
9	特になし	(46.8 / <u>39.2</u>)
	無回答	(7.2 / <u>7.2</u>)

※ 問 17 ~ 17-2 は、問 10 で 4・5・6 を選んだ人のみ回答

問 17 あなたは、今後、収入を伴う仕事をしたいですか。(いずれかに○)

1	はい → 問 17-1 へ	(26.1 / <u>30.8</u>)	2	いいえ → 問 18 へ	(58.2 / <u>53.0</u>)
	無回答	(15.6 / <u>16.2</u>)			

問 17-1 現在は、どのような理由から仕事をしていないのですか。(1つ選択)

1	仕事と家庭の両立が難しい	(2.2 / <u>20.4</u>)
2	夫(妻)が仕事をするのを望まない	(0.0 / <u>1.2</u>)
3	自分の条件に合う仕事が見つからない	(17.4 / <u>16.2</u>)
4	自分の技術や資格を生かせる仕事が見つからない	(8.7 / <u>2.4</u>)
5	しばらく仕事から離れていたため、仕事につくのが不安	(10.9 / <u>9.6</u>)
6	就学中または資格取得など準備中	(18.5 / <u>6.6</u>)
7	健康上の理由	(17.4 / <u>18.6</u>)
8	その他 ()	(21.7 / <u>23.4</u>)
	無回答	(3.3 / <u>1.8</u>)

問 17-2 仕事につくときは、どんな働き方をしたいですか。(主なもの1つ選択)

1	フルタイムで働きたい	(32.6 / <u>17.4</u>)	2	パートやアルバイトなどとして働きたい	(37.0 / <u>70.1</u>)
3	起業したい	(7.6 / <u>2.4</u>)	4	その他 ()	(7.6 / <u>3.0</u>)
	無回答	(15.2 / <u>7.2</u>)			

問 18 あなたが仕事を選ぶとき、重視することは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1	専門知識が生かせる	(34.0 / <u>21.1</u>)	2	性格・能力が適している	(48.5 / <u>45.5</u>)
3	仕事にやりがいがある	(58.8 / <u>47.5</u>)	4	能力・実績に応じて評価される	(36.4 / <u>24.5</u>)
5	給料の条件が良い	(48.8 / <u>42.7</u>)	6	勤務時間・勤務場所の条件が良い	(50.1 / <u>64.3</u>)
7	職場の雰囲気が良い	(52.1 / <u>62.7</u>)	8	育児や介護への理解や制度が整っている	(15.0 / <u>35.4</u>)
9	その他 ()	(3.3 / <u>3.6</u>)		無回答	(7.4 / <u>9.7</u>)

問 19 あなたは、仕事と生活を両立するため、現在の企業や事業所にはどのような支援が不足していると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1	妊娠中や育児期間中の勤務軽減	(20.6 / <u>26.9</u>)
2	安心して子どもの看病のための休暇が取れる制度	(30.3 / <u>44.2</u>)
3	育児休業制度などの普及促進等の環境づくり	(25.5 / <u>25.1</u>)
4	男性も子育てに参加できる環境づくり	(34.3 / <u>32.4</u>)
5	職場内の理解を深めていくこと	(38.7 / <u>39.1</u>)
6	女性の就労継続に対する企業の理解や支援	(22.9 / <u>36.7</u>)
7	勤務先に保育施設を設置する	(21.6 / <u>28.2</u>)
8	在宅勤務など柔軟な働き方ができる制度の導入	(29.0 / <u>27.9</u>)
9	その他 ()	(6.0 / <u>5.0</u>)
	無回答	(20.9 / <u>20.3</u>)

問 20 出産などで離職した女性が再び社会で活動する仕方として、あなたがいいと思うものはどれですか。(あてはまるものすべてに○)

1	これまでの知識・経験を生かすことを重視し、正社員として再就職する	(47.0 / <u>34.5</u>)
2	仕事と家事・育児・介護との両立しやすさなどを重視し、正社員として再就職する	(51.9 / <u>51.0</u>)
3	これまでの知識・経験を生かすことと、働く時間や場所の両方を重視し、パート・アルバイトなどとして再就職する	(31.3 / <u>38.2</u>)
4	働く時間や場所を最も重視して、パート・アルバイトなどとして再就職する	(22.8 / <u>29.2</u>)
5	家事・育児・介護の経験を生かし、地域に貢献する仕事をする (ヘルパー、保育補助、家事代行など)	(14.0 / <u>14.2</u>)
6	これまでの経験を生かして、ボランティアやコミュニティ活動などで地域に貢献する	(12.1 / <u>14.6</u>)
7	これまでの経験を生かして、起業又はNPOの立ち上げを行う	(5.1 / <u>3.2</u>)
8	家事以外で活動する必要はない	(2.2 / <u>1.8</u>)
9	その他 ()	(3.3 / <u>1.8</u>)
	無回答	(11.8 / <u>14.5</u>)

問 21 あなたは、仕事をやめた経験がありますか。(いずれか)

1	仕事をやめた経験がある	→ 問 21-1 へ	(46.8 / <u>72.8</u>)
2	仕事をやめた経験はない	→ 問 22 へ	(43.3 / <u>15.2</u>)
	無回答		(9.9 / <u>12.0</u>)

※問 21-1 は、問 21 で 1 を選んだ人のみ回答

問 21-1 あなたが仕事をやめた理由は何ですか。(主なもの 1 つ選択)

1 任期満了・定年等	(41.4 / <u>9.8</u>)
2 健康上の理由	(5.7 / <u>9.7</u>)
3 会社の都合による解雇等	(14.5 / <u>9.0</u>)
4 仕事と家庭の両立が難しかった	(1.8 / <u>12.5</u>)
5 配偶者(夫・妻)が仕事をするのを望まなかった	(0.0 / <u>4.1</u>)
6 家事や育児に専念したかった	(0.2 / <u>22.9</u>)
7 別の仕事や活動をしたかった	(23.9 / <u>10.2</u>)
8 その他 ()	(11.4 / <u>20.2</u>)
無回答	(1.1 / <u>1.7</u>)

■ 地域活動について

問 22 あなたは、この3年間の間に、次のような地域活動に参加したことがありますか。(各項目 1 つ選択)

	頻繁に参加	参加ある程度	あまり参加しなかった	全く参加しなかった	無回答
(1) 町内会・自治会の会合や行事	(11.7/ <u>7.8</u>)	(35.4/ <u>36.9</u>)	(14.5/ <u>13.5</u>)	(32.0/ <u>32.5</u>)	(6.4/ <u>9.3</u>)
(2) コミュニティ活動	(4.4/ <u>3.3</u>)	(19.0/ <u>18.7</u>)	(18.4/ <u>16.9</u>)	(46.4/ <u>45.9</u>)	(11.8/ <u>15.1</u>)
(3) 子ども会やスポーツ少年団などの活動	(3.3/ <u>7.0</u>)	(8.4/ <u>10.4</u>)	(10.2/ <u>4.5</u>)	(63.4/ <u>58.8</u>)	(14.7/ <u>19.3</u>)
(4) 保育園や幼稚園、学校の PTA 活動	(2.6/ <u>9.4</u>)	(8.0/ <u>15.3</u>)	(10.2/ <u>3.9</u>)	(64.3/ <u>51.9</u>)	(15.0/ <u>19.4</u>)
(5) まちづくりなどに取組む活動	(2.3/ <u>1.2</u>)	(11.3/ <u>7.9</u>)	(14.5/ <u>15.1</u>)	(59.3/ <u>58.0</u>)	(12.7/ <u>17.9</u>)
(6) ボランティア活動	(4.6/ <u>4.9</u>)	(13.0/ <u>9.5</u>)	(11.6/ <u>12.8</u>)	(58.2/ <u>57.4</u>)	(12.7/ <u>15.4</u>)

※問 22-1 は、問 22 のすべての項目で「あまり参加しなかった」または「全く参加しなかった」を選んだ人のみ回答

問 22-1 参加しないのはどのような理由ですか。(あてはまるものすべてに○)

1 仕事が忙しく時間がない	(37.5 / <u>28.4</u>)	2 育児や介護のため時間がない	(2.4 / <u>7.7</u>)
3 経済的な負担がかかる	(3.2 / <u>4.3</u>)	4 健康に自信がない	(8.8 / <u>17.6</u>)
5 対人関係に自信がない	(15.3 / <u>16.0</u>)	6 情報がなくわからない	(37.2 / <u>28.4</u>)
7 役員などにされると困る	(18.3 / <u>15.1</u>)	8 きっかけがない	(43.7 / <u>42.9</u>)
9 関心がない	(31.3 / <u>23.8</u>)	10 その他 ()	(10.6 / <u>14.2</u>)
無回答	(2.9 / <u>2.8</u>)		

■ 配偶者、恋人などからの暴力について

問 23 あなたは配偶者や恋人などからの暴力について相談できる窓口を知っていますか。(いずれか)

1 知っている (37.7 / 43.0)	2 知らない (55.2 / 49.3)	無回答 (7.1 / 7.8)
-----------------------	----------------------	------------------

問 24 あなたは配偶者や恋人などのパートナーから次のようなことをされたことがありますか。(各項目1つ選択)

	全くない	あ 1、 つ 2 た 度	あ 何 つ 度 た も	無 回 答
(1) 身体的暴力	(85.5/77.6)	(2.0/ 7.1)	(0.2/ 3.7)	(12.2/11.6)
(2) 心理的暴力 (暴言、長期無視、過干渉、脅迫など)	(76.9/64.8)	(6.7/13.1)	(3.3/ 8.3)	(13.1/13.8)
(3) 経済的圧迫 (生活費をくれないなど)	(83.2/79.7)	(1.5/ 2.8)	(1.1/ 3.7)	(14.3/13.8)
(4) 性的強要	(84.7/77.7)	(0.5/ 4.8)	(0.2/ 2.6)	(14.6/14.9)

※問 24-1 は、問 24 で「1、2度あった」「何度もあった」が1つでもあった人のみ回答

問 24-1 どこかに相談しましたか。(あてはまるものすべてに○)

1 警察に通報、相談した	(1.0 / 2.2)
2 警察以外の公的機関に相談した	(2.9 / 1.4)
3 民間の機関に相談した	(1.9 / 2.5)
4 医療機関に相談した	(1.9 / 1.4)
5 家族や親類に相談した	(4.8 / 24.0)
6 友人・知人に相談した	(9.6 / 24.4)
7 その他 ()	(1.9 / 2.5)
8 どこにも相談しなかった	(78.8 / 53.0)
無回答	(4.8 / 4.3)

問 25 へ

問 24-2 へ

※問 24-2 は、問 24-1 で 8 を選んだ人のみ回答

問 24-2 相談しなかったのはなぜですか。(あてはまるものすべてに○)

1 どこに相談してよいかわからなかったから	(6.1 / 4.7)
2 相談しても無駄だと思ったから	(25.6 / 20.9)
3 相談したことがわかると仕返しされると思ったから	(1.2 / 2.0)
4 自分さえ我慢すればよいと思ったから	(28.0 / 31.1)
5 自分にも悪いところがあると思ったから	(35.4 / 22.3)
6 相談するほどのことでもないと思ったから	(51.2 / 54.7)
7 恥ずかしくてだれにも言えなかった	(3.7 / 11.5)
8 その他 ()	(3.7 / 4.7)
無回答	(6.1 / 8.1)

※問 25 は、問 24 で「1、2度あった」「何度もあった」が1つでもあった人のみ回答

問 25 あなたは配偶者や恋人などのパートナーからそのような行為を受けたとき、どうしましたか。
(1つ選択)

- | | | | |
|----------------|---------------|--------------------|---------------|
| 1 相手と別れた | (11.5 / 15.4) | 2 別れたいと思ったが、別れなかった | (30.8 / 45.2) |
| 3 別れようとは思わなかった | (52.9 / 31.9) | 無回答 | (4.8 / 7.5) |

■ 日立市について

問 26 日立市（鮎川町）には男女共同参画を推進するための拠点として、「女性センター（らぼーるひたち）」があります。あなたは、この施設を利用したことがありますか。(1つ選択)

- | | | | |
|------------------|---------------|-----------------|---------------|
| 1 よく利用する | (0.9 / 3.6) | 2 1、2度利用したことがある | (7.2 / 18.4) |
| 3 利用していないが、知っている | (40.3 / 41.2) | 4 知らない | (47.2 / 32.1) |
| 無回答 | (4.4 / 4.6) | | |

問 27 あなたは、この「女性センター（らぼーるひたち）」にどのような役割を期待しますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------------------|---------------|
| 1 男女共同参画に関する情報、資料等の提供 | (26.3 / 13.1) |
| 2 講演会、シンポジウム、フォーラム等の開催 | (19.1 / 18.2) |
| 3 女性相談の窓口 | (19.6 / 36.1) |
| 4 男性相談の窓口開設 | (14.3 / 6.0) |
| 5 女性向け講座の開催 | (10.0 / 17.9) |
| 6 男性向け講座の開催 | (11.3 / 3.8) |
| 7 講座・講習会の開催（男女区分なし） | (25.4 / 27.7) |
| 8 就職支援講座や起業講座等による女性の就業支援 | (15.0 / 22.5) |
| 9 自主的な趣味や学習活動・ボランティア活動の支援 | (21.8 / 27.1) |
| 10 同じ悩みを抱えている人たちへのネットワーク支援 | (21.6 / 26.9) |
| 11 いつでもだれでも立ち寄れる交流の場 | (32.2 / 43.7) |
| 12 その他（ ） | (2.6 / 2.1) |
| 13 特になし | (25.9 / 14.9) |
| 無回答 | (24.9 / 19.7) |

問 28 あなたは、男女共同参画社会を実現するために市が行っている現在の取組について、どのように評価しますか。(各項目1つ選択)

	良い	やや良い	どちらとも言えない	やや悪い	悪い	無回答
(1) 男女共同参画に関する情報提供や啓発を行っている	(6.3/ 5.6)	(12.4/13.8)	(51.3/48.9)	(7.4/ 5.0)	(7.9/ 4.5)	(14.7/22.2)
(2) 政策決定に女性の意見や視点を生かしている	(4.6/ 4.2)	(10.1/11.6)	(54.0/50.6)	(7.4/ 5.7)	(7.6/ 4.5)	(16.3/23.3)
(3) 保育や介護の施設やサービスが充実している	(5.1/ 6.5)	(12.1/16.6)	(47.8/39.1)	(12.0/11.0)	(7.9/ 6.1)	(15.1/20.7)
(4) 男女の平等や相互の理解・協力について、学校教育や社会教育が充実している	(4.1/ 4.2)	(10.0/13.5)	(54.4/49.3)	(9.0/ 6.3)	(6.6/ 4.1)	(15.9/22.7)
(5) 男女の生き方に関する相談や交流の場を提供している	(4.4/ 4.9)	(10.0/10.7)	(53.1/49.5)	(8.9/ 7.2)	(7.7/ 4.4)	(16.0/23.1)

問 29 あなたは、男女共同参画社会を実現するための今後の市の政策として、次の(1)～(5)の取組はどのくらい重要だと思いますか。(各項目1つ選択)

	とても重要	やや重要	どちらとも言えない	あまり重要でない	重要でない	無回答
(1) 男女共同参画に関する情報提供や啓発を行う	(29.5/24.0)	(30.1/33.3)	(24.4/21.9)	(2.3/ 1.1)	(1.2/ 1.2)	(12.6/18.5)
(2) 政策決定に女性の意見や視点を生かす	(26.2/27.6)	(31.3/31.9)	(26.4/20.4)	(1.8/ 0.8)	(1.1/ 0.7)	(13.3/18.5)
(3) 保育や介護の施設やサービスを充実する	(51.7/57.9)	(19.6/17.3)	(16.4/ 7.8)	(0.6/ 0.4)	(0.5/ 0.9)	(11.2/15.7)
(4) 男女の平等や相互の理解・協力について、学校教育や社会教育を充実する	(35.7/39.6)	(27.1/25.9)	(22.2/15.2)	(1.3/ 0.4)	(1.0/ 0.8)	(12.7/18.1)
(5) 男女の生き方に関する相談や交流の場を提供する	(27.7/23.4)	(29.1/31.9)	(26.6/22.7)	(2.8/ 2.3)	(1.2/ 1.5)	(12.7/18.2)

グループインタビュー調査概要

1 実施概要

日時	基本的な属性	
平成27年12月7日	A	20～30代の子育て世代の女性
平成27年12月12日	B	30～40代の小学生の子を持つ父親
平成27年12月15日	C	大学生（20代前半の未婚の女性）
平成28年1月7日	D	20～40代の企業経営者（男性）
平成28年1月12日	E	起業している女性
平成28年1月22日	F	大学生（20代前半の未婚の男女）
平成28年1月22日	G	40～70代のコミュニティ活動をしている男女

2 意見の概要

(1) 男女共同参画について

- A 政府で男女共同参画において目標値を定めているが、数値目標については疑問に思う。
- B 男女のできる役割が違うので、男女平等は必要ない。
- D 事業主として、業務内容による男女の特性に配慮して採用している。
- E 男女共同参画、女性の活躍といっても、家庭が基本になっていなければならない。
- F 男女共同参画の周知はされつつあるが、就職後の待遇が確立されていない。就職後の昇給に男女差があるという内閣府のアンケートを見た。
- G だいぶ変わってきているが、給料の面や働き方など、平等でない部分はまだある。
- G そもそも違うのだから、差があっても良いと思う。

(2) 男は仕事、女は家庭という考え方について

- A 男女それぞれの得意分野があるので、それぞれが得意なことをやれば良いと思う。
- A 子育ては両親に責任があるので、単に分担ではなく父母ともに100%でやる必要がある。
- C 男性に、外で働いている人が偉いというような考え方がある。
- F 昭和までの古い考えだと思う。
- F 子どもができるまでは一緒に働いて、子どもが生まれたら奥さんに家事育児をしてほしい。
- G 子どもとの関係からも、女性が家庭にいる方が良い。
- G 女性は外に出てどんどん働いて良い。自分で選択するべき。
- G 一律の方向性ではなく、働きたい人、家にいたい人、それぞれが思うようにできれば良い。

(3) 女性の活躍推進について

- A 外で活躍したいが、子育てと介護があるので、現実的には無理。
- A 女性が子育てと仕事を両立するためには、雇い主側の理解が重要。
- B 女性が社会に出て活躍することについては、特に問題は感じない。女性がいた方が職場も良い。
- C お金だけが目的でなく、自分のしたいことをして満足したいと思う。

- C 社会に出ず家の中で孤立するとストレスが溜まる。生活にメリハリをつけるためにも働きたい。
- D 育児休暇を取得した後、戻ってきて活躍して欲しい。取得後退職されるのは困る。
- D 働き手が減っているので女性に頑張ってもらいたいが、あまり手厚くやると中小企業には難しい。
- E 地区ごとにきめ細やかな対応ができる託児制度があれば良い。
- E 会社に託児所を設けるなどの環境整備と、それに対する行政側の支援があるとよい。
- E 女性が働くことに理解がない男性がいることが一番大変。
- E 働きたい女性を応援したいが、子どもは母親を求めるという点で、女性が働くことには永遠の課題があり、そこをどう克服するかが問われる。
- F 女性が働く環境は整っていないと思う。今は、男性の職場に女性が合わせるしかない。
- F シングルマザーをもう少し優遇する措置が必要。
- F 男女関わらず優秀な人がいる。環境を創るべきだと思う。
- G 女性が上に立つことに抵抗を感じる男性がまだ多くいると思う。

(4) 男性の育休制度について

- B 男性で育休を取った人は1例だけで、話題になった。
- B 男性に育児休暇が必要か疑問。女性だけでよいように思う。
- D 産休・育休の間に人を確保する必要があるので、支援制度が欲しい。

(5) 男女のワーク・ライフ・バランス、地域参加について

- A 職場の理解が不可欠。休むのは意欲が低いと思われるのでは、育休や有給休暇の制度があっても利用できない。
- B 会社の外に出ると、隣の人も知らなかった。今は地域活動でつながりができて、友達が増えて楽しい。
- C 子どものために仕事を休まなければならないときに、職場が快く受け入れてくれるとよい。
- C 育児休暇を取ったときにブランクができないように、在宅ワークができる制度があるとよい。
- C 仕事にブランクができると不安。復帰したとき数年前と状況が変わっていると対応できない。
- F 40代ぐらいまではばりばり働いて、その後はバランスを取って働きたい。
- F 仕事一筋ではなく、趣味を楽しみながらバランスよく生きていきたい。

(6) 家庭内での役割分担

- A 女性は家事で休みもないが、男性も仕事で大変なので、協力し合えばよいと思う。
- A 無理に分担するのではなく、大変なときに手伝ってくれればよい。
- A 子どもが小さいころは手がかかるので、夫にも家のことをやって欲しい。
- B 決められたものを分担している。
- C 将来結婚したら家事分担をしたい。
- F 土日はやるが、平日は遅くなるとやりたくないのを妻にやってもらいたい。
- G 勤めていた頃はできなかった。定年後は家庭の仕事を積極的にやっている。
- G 家事は、自分が食べたいものは作るが、他は一切しない。
- G 夫が現役のときは仕事で時間がなく、自分もパートで働いていたが家事は一切自分がやっていた。定年後は洗濯をしてくれるようになった。

(7) 男女差を感じたこと

- C 父が「自分が稼いでいる」と傲慢な態度をとる。
- E 男性は肩書きで人を判断する傾向がある。仕事を任されていても、肩書きがないので対外的に相手にされず、苦勞した。
- E 役職にある女性と若い男性社員がいると、相手は男性を相手に話そうとする。
- F 就職で、女性は続けられないから、能力が同じなら男性を取ると言われた。
- F 男女どちらかしか働けないと感じるような職業をなくしていった方が良い。
- F 女性の首相があまりいないことから、トップは男性という意識があることを感じる。

インターネット・モニター調査概要

1 調査内容

- (1) 調査対象 インターネット・モニター登録者 316人
- (2) 調査方法 パソコンによる回答入力
- (3) 調査期間 平成28年10月31日～11月13日

2 回収結果

- (1) 有効回答数 112人 (男性80人、女性32人)
- (2) 有効回答率 35.4%

※ () 内の下線のない数値は男性についての比率 / 下線のある数値は女性についての比率 (%)

問1 次のうち、女性が男性に比べて不利だと感じることはありますか (1つ選択)

1 就職するとき	(27.5 / <u>31.3</u>)
2 職場で任される仕事の内容	(51.3 / <u>34.4</u>)
3 職場での昇進	(46.3 / <u>40.6</u>)
4 給与やボーナス	(42.5 / <u>25.0</u>)
5 職場での発言、提案	(26.3 / <u>12.5</u>)
6 家庭内での家事・育児等の負担	(60.0 / <u>71.9</u>)
7 家庭内での発言	(3.8 / <u>12.5</u>)
8 育児・介護などのために仕事が制約される	(63.8 / <u>62.5</u>)
9 年齢で差別される (結婚・就職・仕事を継続しようとするときなど)	(36.3 / <u>53.1</u>)
10 町内会やコミュニティでの役回り	(21.3 / <u>18.8</u>)
11 税金や社会保障の制度	(11.3 / <u> 6.3</u>)
12 その他	(2.5 / <u> 3.1</u>)
13 特になし	(10.0 / <u> 9.4</u>)

問2 最近、あなた自身や身近な人に、仕事をやめた人はいますか

1 いる (28.8 / <u>31.3</u>)	2 いない (71.3 / <u>68.8</u>)
----------------------------	-----------------------------

問2-1 問2で「いる」と答えた方は、仕事をやめた理由を選んでください。

1 結婚	(13.0 / <u>20.0</u>)
2 出産・育児	(0.0 / <u>40.0</u>)
3 家族などの介護	(8.7 / <u>30.0</u>)
4 配偶者の仕事の都合 (転勤、昇進など)	(13.0 / <u>20.0</u>)
5 その他	(69.6 / <u>30.0</u>)

問3 女性の職業の持ち方で一番望ましいと思うのはどれですか。

1	結婚するまでは職業を持ち、結婚後は家事に専念する	(2.5 / <u>6.3</u>)
2	子どもができるまでは職業を持ち、子どもができたら家事・育児に専念する	(3.8 / <u>12.5</u>)
3	子どもができたら職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業を持つ	(41.3 / <u>31.3</u>)
4	子どもができて、ずっと職業を続ける	(50.0 / <u>40.6</u>)
5	育児や介護をする必要のない女性だけが職業を持つ	(2.5 / <u>9.4</u>)
6	女性は職業を持たない	(0.0 / <u>0.0</u>)

問4 女性が働くとき、働き方で一番望ましいと思うのはどれですか。

1	正職員として、時間外勤務も含めて男性と同等に働く	(28.8 / <u>28.1</u>)
2	正職員として、時間外勤務はせず、勤務時間内で働く	(22.5 / <u>3.1</u>)
3	正職員として、短時間勤務などを利用し、育児を極力優先させて働く	(35.0 / <u>37.5</u>)
4	パートタイムなどとして、家事・育児に支障がない時間だけ働く	(10.0 / <u>25.0</u>)
5	在宅ワークで、家事・育児をしながら働く	(2.5 / <u>6.3</u>)
6	企業やNPOなどを立ち上げる	(0.0 / <u>0.0</u>)
7	ボランティアやコミュニティ活動などで地域に貢献する	(1.3 / <u>0.0</u>)
8	女性は家庭以外で活動する必要はない	(0.0 / <u>0.0</u>)

問5 あなたが家事・育児・介護に従事する時間は、平日1日あたりどれくらいですか

1	30分未満	(30.0 / <u>0.0</u>)	2	30分以上1時間未満	(16.3 / <u>0.0</u>)
3	1時間以上2時間未満	(27.5 / <u>9.4</u>)	4	2時間以上3時間未満	(12.5 / <u>9.4</u>)
5	3時間以上4時間未満	(7.5 / <u>25.0</u>)	6	4時間以上5時間未満	(1.3 / <u>9.4</u>)
7	5時間以上6時間未満	(1.3 / <u>18.8</u>)	8	6時間以上7時間未満	(1.3 / <u>9.4</u>)
9	7時間以上8時間未満	(1.3 / <u>0.0</u>)	10	8時間以上9時間未満	(0.0 / <u>0.0</u>)
11	9時間以上10時間未満	(0.0 / <u>0.0</u>)	12	10時間以上	(0.3 / <u>18.8</u>)

問6 あなたの家庭の家事・育児・介護のうち、あなたが従事している割合はどれくらいですか

1	ほとんどしない	(32.5 / <u>6.3</u>)	2	3分の1くらい	(45.0 / <u>0.0</u>)
3	半分くらい	(15.0 / <u>6.3</u>)	4	3分の2くらい	(0.0 / <u>18.8</u>)
5	ほとんど全部	(7.5 / <u>68.8</u>)			

問7 あなたがふだん、自分のために使える時間は、1日当たりどれくらいありますか。

1	30分未満	(2.5 / <u>6.3</u>)	2	30分以上1時間未満	(1.3 / <u>3.1</u>)
3	1時間以上2時間未満	(13.8 / <u>15.6</u>)	4	2時間以上3時間未満	(11.3 / <u>12.5</u>)
5	3時間以上4時間未満	(12.5 / <u>12.5</u>)	6	4時間以上5時間未満	(10.0 / <u>12.5</u>)
7	5時間以上6時間未満	(10.0 / <u>9.4</u>)	8	6時間以上7時間未満	(7.5 / <u>15.6</u>)
9	7時間以上8時間未満	(6.3 / <u>3.1</u>)	10	8時間以上9時間未満	(3.8 / <u>3.1</u>)
11	9時間以上10時間未満	(1.3 / <u>0.0</u>)	12	10時間以上	(20.0 / <u>6.3</u>)

問8 仕事がある日に、あなたが自分のために使える時間は、1日当たりどれくらいありますか。

1	30分未満	(4.0 / <u>18.2</u>)	2	30分以上1時間未満	(6.0 / <u>9.1</u>)
3	1時間以上2時間未満	(24.0 / <u>18.2</u>)	4	2時間以上3時間未満	(32.0 / <u>4.5</u>)
5	3時間以上4時間未満	(14.0 / <u>31.8</u>)	6	4時間以上5時間未満	(6.0 / <u>9.1</u>)
7	5時間以上6時間未満	(4.0 / <u>4.5</u>)	8	6時間以上7時間未満	(2.0 / <u>4.5</u>)
9	7時間以上8時間未満	(2.0 / <u>0.0</u>)	10	8時間以上9時間未満	(2.0 / <u>0.0</u>)
11	9時間以上10時間未満	(0.0 / <u>0.0</u>)	12	10時間以上	(4.0 / <u>0.0</u>)

回答者の属性

F1【性別】

1	男性	(71.4)	2	女性	(28.6)
---	----	--------	---	----	--------

F2【年齢】

1	20～29歳	(1.3 / <u>3.1</u>)	2	30～39歳	(5.0 / <u>18.8</u>)
3	40～49歳	(18.8 / <u>18.8</u>)	4	50～59歳	(15.0 / <u>50.0</u>)
5	60～69歳	(27.5 / <u>9.4</u>)	6	70歳以上	(32.5 / <u>0.0</u>)

5 男女共同参画年表

年	世界	国	日立市
1975 (昭和 50)	国際婦人年 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）で、平等・発展・平和への女性の寄与に関する宣言と「世界行動計画」を採択	世界会議終了後、「婦人問題企画推進本部」設置。 「婦人問題企画推進会議」開催	
1976 (昭和 51)	「国連婦人の十年」始まる。	「民法」改正（離婚後の氏を選択自由化）	
1977 (昭和 52)		「国内行動計画」策定（女性の地位向上に関する初めての総合的な計画）	
1979 (昭和 54)	国連総会「女子差別撤廃条約」採択		
1980 (昭和 55)	「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）で、「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	日本「女子差別撤廃条約」に署名。「民法及び家事審判法」改正（配偶者の法定相続分引き上げ、寄与分制度新設）	・婦人青少年課に女性政策の専門的なセクションとして、「婦人問題担当」を設置。
1981 (昭和 56)		「女子差別撤廃条約」の批准に向けて「国内行動計画後期重点目標」を策定	・婦人相談窓口開設 ・婦人情報紙「トンボの眼」創刊 ・「婦人生活実態調査」実施
1982 (昭和 57)			・「日立市各種婦人団体連絡会」発足
1983 (昭和 58)			・婦人のつどい開催（～H13）
1984 (昭和 59)		「国籍法及び戸籍法」改正（父母両系血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化）	・「日立市婦人行動計画策定委員会」を設置し、日立市独自の女性行動計画の策定作業を開始
1985 (昭和 60)	「国連婦人の十年」最終年世界会議（ナイロビ）で「国連婦人の十年」の成果を検討「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国民年金法」改正（すべての女性の年金権確立） 「男女雇用機会均等法」公布 「労働基準法」改正（母性保護措置の拡充等） 「女子差別撤廃条約」批准	・「明日をひらくひたち女性プラン」策定（市民の提言による県内先駆けの女性行動計画） ・「日立市女性行動計画庁内推進会議」設置（女性行動計画の全庁的取り組みの開始） ・働く婦人の労働と健康実態調査実施
1986 (昭和 61)		「男女雇用機会均等法」施行	・市民による「明日をひらくひたち女性プランをすすめる会」発足 ・小中学生の男女平等意識調査実施
1987 (昭和 62)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	・小中学生対象「男女平等」意見募集 ・日立婦人白書「ひたちの女性きょう・あした」発行
1989 (平成元)		「新学習指導要領」告示（家庭科教育における男女同一の教育課程の実現）	・「日立市に住む女性の生活と意識の調査」実施 ・市制 50 周年記念事業「しなやかに 21 世紀女と男のつどい」開催
1991 (平成 3)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」改定 「育児休業法」公布（男女とも取得可能）	
1992 (平成 4)		「育児休業法」施行	・「女性課」設置（婦人問題担当を強化） ・「日立市に住む男性の生活と意識の調査」実施
1993 (平成 5)	国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）公布・施行	・らぼーるひたち（日立市女性センター）開館 ・「明日をひらくひたち女性プラン改訂委員会」設置 ・女性問題情報紙「らぼーるの風」創刊

1994 (平成 6)			・市民による「第2次明日をひらくひたち女性プランをすすめる会」発足
1995 (平成 7)	第4回世界女性会議（北京）で、女性のエンパワーメント（力をつけること）のための課題を盛り込んだ「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化等)	・「第2次明日をひらくひたち女性プラン」策定 ・世界女性会議に市民を派遣 ・「中学生のための男女平等ハンドブック」発行(中学2年生に配布)
1996 (平成 8)		「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・男女共同参画情報紙「らぼーるの風」全戸配布 版発行（年1回）
1997 (平成 9)		「男女雇用機会均等法」改正 (募集・採用等の差別の禁止等) 「育児・介護休業法」改正 (育児等を行う労働者の深夜業制限の権利創設)	・「日立市に住む男女の生活と意識の調査」実施
1999 (平成 11)		「男女共同参画社会基本法」公布・施行	・女性大学の開講（～H23）
2000 (平成 12)	国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク）開催	「男女共同参画基本計画」閣議決定	・女性課から「女性政策課」へ名称変更 ・「男女共同参画計画策定委員会」設置
2001 (平成 13)		「配偶者暴力防止法」公布・施行	・男女共同参画計画策定に向けての提言書提出 ・「日立市男女共同参画社会基本条例」制定 (平成 13 年 12 月 28 日公布・施行)
2002 (平成 14)			・「ひたち男女共同参画計画」策定 ・「日立市に住む男女の生活と意識の調査」実施 ・男女共同参画強調月間事業スタート ・男女共同参画をすすめるつどい開催（～現在）
2003 (平成 15)			・「大切なパートナーだからあなたに贈るミニポエム」全国募集
2004 (平成 16)		「配偶者暴力防止法」の改正 (対象・加害行為の拡大) 「育児・介護休業法」改正 (育休延長、子の介護休暇)	・「男女が織りなす暮らしの奮闘記」全国募集 ・女性のチャレンジ支援事業（～H23） ・「中学生のための男女共同参画ハンドブック」改定
2005 (平成 17)	第 49 回国連婦人の地位委員会（通称「北京+10」）開催	「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「男女が紡ぐ暮らしの短歌」全国募集
2006 (平成 18)		「男女雇用機会均等法」改正 (男女双方に対する差別禁止等)	・「あなたに贈る 1 通の手紙」全国募集 ・女性の人材リスト事業
2007 (平成 19)		「配偶者暴力防止法」改正 (保護命令制度の拡充) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「ひたち男女共同参画後期実施計画」策定 ・「日立市に住む男女の生活と意識の調査」実施 ・トップセミナー開催（～H22） ・「男女が織りなす暮らしの奮闘記パート2」全国募集
2008 (平成 20)		「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	・「男女共同参画川柳」全国募集
2009 (平成 21)		「育児・介護休業法」改正 (パパママ育休プラス、子の看護休暇拡充、介護休暇創設)	・専門家による女性のための相談「女性のための特設相談」事業開始（～H23）
2010 (平成 22)	第 54 回国連婦人の地位委員会（通称「北京+15」）記念会開催	「男女共同参画基本計画（第3次）」閣議決定	・女性政策課から「女性青少年課男女共同参画推進係」へ組織変更
2011 (平成 23)	UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）発足		・「日立市に住む男女の生活と意識の調査」実施

2012 (平成 24)	第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	・「第 2 次ひたち男女共同参画計画」策定 ・女性の人材育成事業開始
2013 (平成 25)		「配偶者暴力防止法」改正(適用対象拡大) 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。	・「カジダン・イクメン・イクジイ写真展」作品募集事業開始
2014 (平成 26)	第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	「日本再興戦略」改訂 2014 に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる。	・男女共同参画情報紙「らぼーの風」年 2 回発行
2015 (平成 27)	第 59 回国連婦人の地位委員会(通称「北京+20」)開催	「女性活躍推進法」公布・施行 「男女共同参画基本計画(第 4 次)」閣議決定	・「日立市に住む男女の生活と意識の調査」実施
2016 (平成 28)		「男女雇用機会均等法」改正(妊娠・出産ハラスメント防止)	
2017 (平成 29)			・「第 3 次ひたち男女共同参画計画」策定

6 用語解説

男女共同参画でよく使われる用語（この計画書に記載されていない用語もあります。）

用語	解説
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。
エンパワーメント	力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。
クォータ制（割当制）	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダー（gender）という。それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
女子差別撤廃条約 （女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）	昭和54年（1979）に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年（1981）に発効。我が国は昭和60年（1985）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。
セクシュアルハラスメント （セクハラ）	性的な嫌がらせや相手が不快と感じる性的言動。男女雇用機会均等法では、職場において性的な言動をされたことに対する労働者の対応によって労働条件に不利益を受けることや就業環境が害されることへの措置を事業主の義務としている。
ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
ドメスティック・バイオレンス （DV）	配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力。身体的暴行のほか、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要を含む。
ポジティブ・アクション （積極的改善措置）	社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる措置のこと。女性の参画を進める上で有効とされている。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活を目指す。

